

4月から介護保険料引き上げ 基準額48,000円が59,400円に

第6期介護保険事業計画が4月1日からスタートします。新しい保険料改定案が今議会に出されています。

不透明な消費税で混迷

2月定例会議では、新年度予算の他、市道の認定・廃止、補正予算、条例の制定・一部改正・廃止がありました。

平成26年度一般会計補正予算(7号)

釘丸議員 国庫支出金の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」は地域消費喚起型と地方創生先行型がある。ソフト事業でありメニューは限られるが、どう検討したのか。

財務部長 それぞれ財源は分けられている。地方消費喚起型はプレミアム商品券でフルに使う。地方創生先行型は6400万円の枠で27年度に予定していた5事業を充てた。メニューとの合致を含めて検討した。

釘丸議員 繰越金7億円を基金に積み立てた。活用すべきではなかったか。基金はいくらになるのか。

財務部長 繰越金は6・8・9月の補

正の財源に使った。昨年4月から消費税が8%になった。10%になるかわからない。今年4月からの子ども・子育て支援新制度の財源をどうするのか、国から来るか来ないかという中で、繰越金の一部を財源とした。後年度を見据えた形での財源。

職職員として位置付けられます。釘丸議員 教育委員会は合議制。教育長と他の委員との関係は。合議機関としての教育委員会と、執行機関としての市長部局との兼ね合いをしつかりしないと流れていく。

釘丸議員 子ども・子育て支援新制度は消費税が不透明なため、国から来るお金がわからず運営の不安があった。地方の財政を不安定にするやり方は迷惑だ。国の運営はおかしい。

教育総務部長 教育委員会の代表は新法では教育長。委員の任期は4年、教育長は3年。合議制の中で教育長へのチェック機能もある。執行機関に引きずられることは無いと思う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

また、教育の中立等に関する質問に、教育長は「新法で教育長の責任を明確化するという事だが、これまでも私自身は責任を持ってやってきた。旧法から新法になっても、考えは何ら変わらない」と答弁しました。

教育委員会の代表である「教育委員長」がなくなり、教育長が常勤特別

今議会では、市長の施政方針の説明(49分間)もありました。

判 断 基 準				第 6 期保険料（案） （平成27年度～29年度）				第 5 期保険料 （平成24年度～26年度）		
住民税		所 得 金 額		所得 段階	年額 保険料 （円）	保険料率	引き上げ率	所得 段階	年額 保険料 （円）	保険料率
世 帯	本 人									
非 課 税	非 課 税	生活保護受給者/老齢福祉年金受給者/ 本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下		1	29,700	基準額× 0.50	1. 3 7	1	21,600	基準額× 0.45
		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下		2	44,550	基準額× 0.75	1. 3 2	3	33,600	基準額× 0.70
		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超		3	44,550	基準額× 0.75	1. 2 3	4	36,000	基準額× 0.75
		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下		4	53,460	基準額× 0.90	1. 3 1	5	40,800	基準額× 0.85
		本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超		5	59,400	基準額	1. 2 3	6	48,000	基準額
課 税	課 税	本人の前年の合計所得金額	125万円未満	6	71,280	基準額× 1.20	1. 4 1	7	50,400	基準額× 1.05
			125万円以上 190万円未満	7	77,220	基準額× 1.30	1. 2 8	8	60,000	基準額× 1.25
			190万円以上 300万円未満	8	89,100	基準額× 1.50	1. 4 2	9	62,400	基準額× 1.30
			300万円以上 400万円未満	9	100,980	基準額× 1.70	1. 4 0	1 0	72,000	基準額× 1.50
			400万円以上 500万円未満	1 0	103,950	基準額× 1.75	1. 4 4			
			500万円以上 600万円未満	1 1	109,890	基準額× 1.85	1. 3 8	1 1	79,200	基準額× 1.65
			600万円以上 800万円未満	1 2	112,860	基準額× 1.90	1. 4 2			
			800万円以上 1000万円未満	1 3	118,800	基準額× 2.00	1. 3 3	1 2	88,800	基準額× 1.85
			1000万円以上	1 4	124,740	基準額× 2.10	1. 4 0			